

『洪水時』指定避難所をご確認ください

避難対象地域	避難場所
飯山地区	福寿町、本町、新町、上町、県町、奈良沢、肴町、鉄砲町、栄町、南新町
	有尾、市ノ口、北町、田町、愛宕町、神明町
秋津地区	北畑、中町北部
	中山根、上組、伍位野、大久保
木島地区	野坂田、上新田、安田
	山岸、其綿、吉、坂井、天神堂、下木島
瑞穂地区	戸那子、中組、富田、関沢、柏尾、北原
常盤地区	大池、上水沢、下水沢、大塚、小沼、戸隠、上野、柳新田、大倉崎
	小泉、戸狩、戸狩新田

避難対象地域	避難場所
外様地区	尾崎、顔戸
太田地区	今井、大深、小境
岡山地区	上境、下境
	藤沢第1、藤沢第2、西大滝、桑名川

※避難所の開設は、避難所ごとに責任者と開設運営担当職員を置き対応にあたります。なお、市で設置する「指定避難所」については、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するためのものです。地区により、一時的に区独自で開設する「一時避難場所」をこれまで通りの公会堂等としているところがあります。詳しくは、区長さんにご確認ください。

※避難所の新型コロナウイルス感染症対策

- ①避難所内では、間隔をあけて、密としないようにする
- ②親せきや友人の家等への避難を検討
- ③避難所のスペース確保のために自家用車内で避難を検討